

兵庫県公報

令和2年9月25日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

●会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第11号）

会計年度任用職員の報酬の減額並びに超過勤務手当及び夜勤手当に相当する加算報酬の基礎となる勤務時間1時間当たりの報酬の額の算定方法を改めることとした。

人事委員会規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第11号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「第13条第1項」を「第13条」に改める。

第8条第4項第2号中「第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間として人事委員会の定める時間」を「第3条第2項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間」に改め、同条第5項中「第13条第1項」を「第13条」に改める。

第9条第2項第2号中「第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間として人事委員会の定める時間」を「第3条第2項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間」に改め、同条第9項及び第10項中「第13条第1項」を「第13条」に改める。

第10条第5項及び第11条第2項から第5項までの規定中「第13条第1項」を「第13条」に改める。

第13条第1項第1号中「算出係数」を「、第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この号において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75を乗じて得た数に同条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数を減じて得た数」に改め、同項第2号中「に252を乗じて」を「を第3条第2項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間で除して」に、「に12」を「を21で除して得た額に第3条第2項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数」に改め、「を算出係数で除して得た額」を削り、同項第3号中「1,953を乗じて得た額に」を削り、「に12を乗じて」を「を162.75で除して」に改め、「を算出係数で除して得た額」を削り、同条第2項を削る。

第15条第3項第1号中「算出係数」を「第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数」に改め、同項第2号中「に252を乗じて得た額を算出係数」を「を第3条第2項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間」に改め、同項第3号中「に1,953を乗じて得た額を算出係数で除して得た額」

を削り、同条第4項を削る。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月25日

兵庫県人事委員会

委員長 松 田 直 人

兵庫県人事委員会告示第4号

会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程

会計年度任用職員の給与等に関する実施規程（令和元年兵庫県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第5条第2項を削る。

第6条中「第13条第1項」を「第13条」に改める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。